

予防投薬についての論点の整理

1. これまでの経緯と背景

国内初動体制における予防投薬の投薬方法としては、① 家庭内・施設内予防投薬（発生初期に迅速に感染拡大を最小限に抑える目的）、② 接触者予防投薬（家庭や施設を除く接触者に対して実施。追跡調査が不能になれば中止する）、③地域内予防投薬（国内発生初期の地域封じ込めに関し当該地区全域で実施）があげられていた。しかしながら、最近の諸外国の知見を踏まえ、①②それぞれの運用期間を明確にしていく必要が生じてきた。

2. 課題

予防投薬のあり方については、「予防投薬対象者」とそれを「対応の区切り」におけるマトリックスで適否を検討することによって、考え方の共有化を図るべきではないか。

（1）予防投薬対象者

- ① 家庭内（患者と同一世帯同居者）
- ② 濃厚接触者（積極的疫学調査によって濃厚に接触した者。ただし①に該当する者を除く）
- ③ 施設内（患者が通う施設に属する全ての者を対象に行う。不特定多数の接触者は対象外）

（2）対応の区切り（案）

- ① 国内初発
 - ② 国内患者間で、疫学的リンクのない患者が発見された時点
 - ③ パンデミック期 ※
 - ④ パンデミック回復期 ※
- （※ ただし、予防投薬用のタミフルが残存していることが条件）

●検討例（以下のマトリックスで適否を検討）

(1) 対象者 (2) 対応の区切り	①家庭内	②濃厚接触者	③施設内
①国内初発～ ②疫学的リンクのない患者発生			
②疫学的リンクのない患者発生～ ③パンデミック期			
③パンデミック期～ ④パンデミック回復期			

